

第8回 熊本県「無らい県運動」検証委員会

日 時：平成26年3月24日（月）

午後6時から午後8時まで

場 所：菊池恵楓園 やすらぎ総合会館

次 第

1 開 会

2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ

3 議 題

(1) 委員会の公開について

(2) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（案）について

資料1

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

熊本県「無らい県運動」検証委員会委員等一覧

(委員)

	氏 名	所 属
1	内田 博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
2	志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
3	小松 裕	熊本大学教授
4	遠藤 隆久	熊本学園大学教授
5	泉 潤	熊本日日新聞社文化生活部次長兼論説委員

(敬称略)

(協力員)

	氏 名	所 属
1	井上 佳子	熊本放送報道制作局テレビ制作部部長代理
2	楠本 佳奈子	熊本日日新聞社編集局社会部付編集委員兼論説委員
3	国宗 直子	弁護士・国賠訴訟西日本弁護士団員
4	齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
5	塚本 晋	県立宇土高等学校非常勤講師
6	本田 清悟	熊本日日新聞社編集局社会部次長兼論説委員
7	森 紀子	熊本日日新聞社熊本総局記者
8	岡田 行雄	熊本大学教授

(敬称略)

熊本県「無らい県運動」検証委員会設置要項

(名 称)

第1条 この委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本県における「無らい県運動」などのハンセン病隔離政策に関し、記録の作成に係る方策の検討、記録の検証、記録の作成等を行うことによって、今後の再発防止、偏見や差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の「無らい県運動」の記録作成に係る方策に関すること
- (2) 本県の「無らい県運動」の記録に係る検証に関すること
- (3) 本県の「無らい県運動」の記録の作成に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、関係団体の代表及び学識経験者等から知事が依頼する委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協力員)

第6条 委員会は、委員の推薦により、「無らい県運動」の検証に必要な情報の収集並びに記録の作成に協力する者（以下「協力員」という。）を選定し、知事が依頼することができる。

2 協力員は、委員長の要請により、委員会に出席し、収集、作成した資料等につき報告を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び協力員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会での活動（以下「本事業」という。）により知り得た個人情報等の不開示情報については、厳重に保持し、本事業期間中において、これを漏らしたり、本事業の目的以外の目的のために利用しないこと。

(2) 前号は、本事業が終了した後又は委員若しくは協力員でなくなった後においても、同様であること。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(附則)

この要項は、平成23年1月7日から施行する。

この要項は、平成23年1月26日から施行する。

この要項の改正前に第4条の熊本県「無らい県運動」記録作成委員に就任した者は、改正後、熊本県「無らい県運動」検証委員に就任したものとみなす。

この要項は、平成24年6月7日から施行する。

熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書(案)

2014（平成 26）年 3 月 24 日

熊本県「無らい県運動」検証委員会

熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書

目次

はじめに 「無らい県運動」の概要 内田博文 ——4

第一章「戦前編」 ——13

1. 「癩病県」熊本 小松裕 ——16
2. 「癩予防ニ関スル件」と九州療養所の開設 小松裕 ——20
3. 熊本県光明会の設立と陸軍特別大演習 小松裕 ——28
4. 宮崎松記の所長就任と九州 MTL の活動 小松裕 ——37
5. 本妙寺事件 泉潤 ——48
6. 1940（昭和15）年の患者一斉調査と「無らい県運動」 小松裕 ——56

第二章「戦後編」 ——62

1. 戦後の「無らい県運動」について 内田博文 ——65
2. 「優生保護法」の制定 泉潤 ——75
3. - 1 菊池事件 国宗直子 ——82
3. - 2 「無らい県運動」と菊池事件—報道と被告人をめぐる周囲の人々への影響を
中心に 岡田行雄 ——93
4. 菊池医療刑務支所の開設 泉潤 ——100
5. 黒髪校事件と教育問題 内田博文 ——110
6. 「らい予防法」の成立と抵抗 塚本晋 ——124

第三章「各界の役割」 ——137

1. マスコミ 本田清悟 ——140
2. 熊本県における「無らい県運動」と宗教 齊藤真 ——148
3. 法曹界 国宗直子 ——157
4. ハンセン病患者・家族の生存権と日本型社会政策 内田博文 ——162
5. 教育界—「無らい県運動」と修身・道徳・人権教育— 内田博文 ——172
6. 医学者の責任 小松裕 ——186
7. 保健所 塚本晋 ——198

第四章「現代におけるハンセン病問題の課題」	———208
1. ハンセン病国家賠償請求訴訟 国宗直子	———211
2. ホテル宿泊拒否事件 内田博文	———222
補論 泉潤	———243
3. 「ハンセン病問題基本法」 内田博文	———246
4. 患者の権利の保護 内田博文	———257
第五章「被害の実態」	———266
1. 被害総論 国宗直子	———267
2. 被害各論 国宗直子	———273
3. 最後に 国宗直子	———290
「全療協ニュース」新春文芸 随筆（佳作）母の入所 菊池・杉野桂子	
第六章「ハンセン病問題の解決に向けて」	———293
1. 県および国における啓発活動の歴史 内田博文	———295
2. これからの啓発活動 内田博文	———305
3. 啓発のためのシステムの整備—人権教育の充実を中心として—	
	内田博文 ———314
4. 差別防止のためのシステムの整備 内田博文	———324
おわりに 熊本県「無らい県運動」検証委員会	———332
熊本県「無らい県運動」検証委員会委員等一覧	———335